

相生市土地利用計画（案）に対する意見の募集について

「相生市土地利用計画（案）」について、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この素案に対する皆様のご意見を募集いたします。

お寄せいただきましたご意見は、それに対する相生市の考え方とともに、その概要を公表いたします。また、意見に基づき案の修正をしたときは、修正内容と理由をあわせて公表します。

1 計画策定の趣旨

平成29年に上位計画である「第2次相生市都市計画マスタープラン」が策定されたことに伴い、市街化調整区域全体において地域の実情にあった快適なまちづくりの実現に向け、住民や地権者、自治体などすべての関係者が地域の将来像を共有しまちづくりを進めることを目的とし、「相生市土地利用計画」を変更しました。

本計画は、「相生市国土利用計画」「第2次相生市都市計画マスタープラン」を上位計画と位置づけ、関連する個別計画との整合性を図りながら推進します。

2 意見提出ができるもの

- (1) 相生市に住所を有する者
- (2) 相生市に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 相生市に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 相生市に存する学校に在学する者
- (5) 相生市に対し納税義務を有するもの
- (6) 意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

3 意見の提出期間

令和2年2月3日（月）から令和2年2月20日（木）まで
郵送の場合は、当日消印有効

4 意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

(1) 郵送

「宛先」 〒678-8585
相生市旭一丁目1番3号
相生市 建設農林部 都市整備課 都市計画係

(2) ファクシミリ

FAX 0791-23-2741

(3) 電子メール

メールアドレス tokei@city.aioi.lg.jp

※ 氏名及び住所を忘れずに明記してください。

5 案の入手方法

市役所のホームページ、市役所の公文書公開コーナー及び都市整備課にて閲覧・入手することができます。

6 その他

公開はご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。

また、お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

7 お問い合わせ先

相生市建設農林部都市整備課都市計画係

TEL 0791-23-7135